

○小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱

(令和6年7月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市都市部都市計画課が所管する補助金の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定の審査基準)

第4条 規則第5条第1項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の補助金にあっては、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告書を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
- (5) 規則並びにこの要綱及び関係法令の定めに従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別表に掲げる条件に従うこと。

(変更等の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第1号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号その1又は様式第2号その2）によるものとする。

2 補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消等の通知)

第9条 規則第9条第3項又は第16条第4項において準用する規則第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更の通知は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の書面による意思表示があった場合には、当該補助金を補助事業者に交付すべき額の限度において、補助事業者に代わり、

工事等を請け負った者に交付することができる。

- 3 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し、当該補助金の交付があったものとみなす。

（状況報告）

第11条 規則第11条に規定する状況報告は、状況報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 状況報告書の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

（補助事業の遂行の指示）

第12条 規則第12条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業の遂行を指示するときは、指示書（様式第6号）によるものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の様式、当該報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条に規定する書類の審査及び現地調査等の審査の基準は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業者への指示）

第15条 規則第15条第1項の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業を補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示するときは、指示書によるものとする。

（補助金の返還）

第16条 規則第17条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書（様式第8号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 規則第18条ただし書の規定により、市長が別に定める期間は、別表のとおりとする。

（書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（届出事項）

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
（2） 代表者又は役員を変更したとき。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第2条～第5条、第10条、第11条、第13条、第14条、第17条関係）

1 景観形成協議会補助金

補助金交付の目的	景観形成協議会の活動を促進し、もって地域の景観形成の向上に資する。
補助対象者	1 景観形成協議会（小田原市景観条例等施行規則（平成18年小田原市規則第2号）第10条の規定により認定された団体） 2 補助を受けようとする団体が次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

		じ。) (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
補助対象事業		1 景観形成に関する調査、研究及び研修会等の開催に関する事業 2 景観形成に関する意向調査並びに啓発及び周知のための広報に関する事業 3 その他景観形成に関する事業
補助金額		予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費の内、20万円を超えない額とする。
交付申請	提出期限	補助対象者の活動状況に応じて別に定める日
	様式	様式第9号その1
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（様式第10号その1） 3 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第13号） 4 役員等一覧表（様式第14号） 5 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 事業目的・内容は、補助金の交付の目的に合っているか。 2 事業計画は、補助の要件（補助対象者・補助対象事業で定めている項目）を満たしているか。 3 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。 4 経費配分、使用方法は事業遂行のうえで適当な額か。 5 補助申請額は、正しく算出されているか。
交付条件		1 景観法（平成16年法律第110号）、小田原市景観条例（平成17年小田原市条例第42号）及び規則、小田原市景観計画（平成17年小田原市告示第119号）その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。 2 補助金の交付回数は3回を超えてはならない。
交付の時期		補助金等交付決定通知後1月以内
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号その1
	添付書類	1 事業結果報告書 2 収支決算書（様式第12号） 3 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 活動内容、経費の使用実績は、交付申請時の内容と相違がないか。 2 成果目標が達成されているか。 3 成果目標を達成していない場合、その原因は、補助事業者の責によらないものであるか。

2 景観形成修景費補助金

補助金交付の目的	優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する。
補助対象者	1 小田原市景観計画に定める拠点型重点区域又は拠点型重点区域への移行に取り組む区域において、次の行為を行う者 (1) 景観形成に資する建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者 (2) 景観形成に資する備品等の整備を行う者 2 市税を滞納していない者 3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 (1) 暴力団

		(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
補助対象事業		小田原市景観計画に定める拠点型重点区域の景観形成の方針に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業(拠点型重点区域への移行に取り組む区域においては、当該区域と類似する拠点型重点区域における景観形成の方針に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業)
補助金額		1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表 1-1 及び付表 1-2 に定めるとおりとする。 2 同一敷地内における補助対象事業については、付表 1-1 の補助の対象区分ごとの限度額を合算して得た額を超えないものとする。 ただし、付表 1-2 の加算できる場合の条件を満たす場合は、付表 1-1 の補助の対象区分ごとの限度額を合算して得た額に、付表 1-2 の補助の対象区分ごとの加算限度額を合算して得た額を超えないものとする。 3 算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 4 補助対象事業に係る費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象としない。
交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第 9 号その 2
	添付書類	1 設計図書 2 工事契約書の写し(工事内訳明細書を含む。) 3 現況写真 4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書 5 確認済証の写し(法令により必要とされる施設等の場合に限る。) 6 市税に係る納税証明書(事業年度及び前年度分に係る完納証明書) 7 修景事業に係る協定書(様式第 10 号その 2) ただし、近隣の建築物と協調し、同時期に修景整備を行う場合に限る。 8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第 13 号) 9 役員等一覧表(様式第 14 号) 10 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 別に定める景観形成修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。 2 補助申請額は、正しく算出されているか。
交付条件		1 景観法、小田原市景観条例及び規則、小田原市景観計画その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
交付の時期		補助金額の確定後 1 月以内
実績報告	提出期限	事業完了後 1 月以内
	様式	様式第 11 号その 2
	添付書類	1 工事施工の記録写真 2 領収書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間		建築物及び外構 10 年 景観形成に資する備品等 5 年

3 街なみ環境整備事業補助金

補助金交付の目的		優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する。
補助対象者		1 街なみ環境整備事業区域において、建築物等の整備をする者 2 市税を滞納していないもの 3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 (1) 暴力団 (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
補助対象事業		小田原市街づくりルール形成促進条例（平成18年小田原市条例第3号）に規定する地区街づくり基準に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業
補助金額		1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表2に定めるとおりとする。 2 同一敷地内における補助対象事業については、付表2の補助の対象区分ごとに得た額の合計の額は、150万円（新築、増築、改築、修繕等で、地区まちづくり基準に基づく1階の壁面後退がなされた場合、公道に面する延長が10mを超える場合又は角地に位置する敷地において行われる新築等の場合は200万円）を超えないものとする。 3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 4 補助対象事業に係る費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象としない。
交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第9号その2
	添付書類	1 設計図書 2 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。） 3 現況写真 4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書 5 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等の場合に限る。） 6 市税に係る納税証明書（事業年度及び前年度分に係る完納証明書） 7 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第13号） 8 役員等一覧表（様式第14号） 9 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 別に定める街なみ環境整備修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。 2 補助申請額は、正しく算出されているか。
交付条件		1 景観法、小田原市景観条例及び規則、小田原市景観計画その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
交付の時期		補助金額の確定後1月以内
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号その2
	添付書類	1 工事施工の記録写真 2 領収書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間		10年

付表 1－1

区分	対象経費	補助率	限度額
建築物	建築物の新築、増築若しくは改築又は建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費及び工事費のうち外壁及び屋根に係る経費	2／3	150万円
外構	門、塀、石垣等の新設、増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費及び工事費のうち外観に係る経費		30万円
景観形成に資する備品等	建築物、工作物の外観に設置する照明器具、のれん、看板等の景観形成に資する備品等の製作・設置に係る経費		5万円

(注) 上記行為のうち建築物の新築、増築及び改築については、都市計画施設に係る部分については補助の対象としない。

付表 1－2

区分	付表 1－1 の限度額に加算できる場合	加算限度額
建築物	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が10メートル以上の場合	50万円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	
外構	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が10メートル以上の場合	10万円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	
景観形成に資する備品等	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が10メートル以上の場合	1万5千円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	

付表 2

区分	対象経費	補助率	限度額
建築物	建築物の新築、増築若しくは改築又は建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費・工事費のうち外壁及び屋根に係る経費	2／3	150万円 ※(200万円)
工作物	門、塀、石垣等の新設、増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費・工事費のうち外観に係る経費		
その他	良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認められる行為に係る経費		

※()内は、新築、増築、改築、修繕等で、地区まちづくり基準に基づく1階の壁面後退がなされた場合、公道に面する延長が10mを超える場合又は角地に位置する敷地において行われる新築等の場合に限る。

年 月 日

補助事業変更・中止・廃止承認申請書

小田原市長 様

申請者 住所（又は所在地）
氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 補助金に係る補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の内容

事業内容	
変更・中止・廃止前	
変更・中止・廃止後	

2 変更・中止・廃止の理由

番 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった 補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
- (5) 法、規則及び小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (6) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件若しくは市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す

ことがある。

3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。

4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、 月 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 結果報告書

(2) 収支決算書

5 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。(注1)

(1) ○○○○○○○○ ○年

(2) ○○○○○○○○ ○年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。

7 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

注1 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産がない場合には、この項を削る。

番 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった 補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。（注1）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
- (6) 法、規則及び小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱の定めに従

うこと。

(7) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件若しくは市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。

4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、 月 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 工事施工の記録写真

(2) 領収書の写し

5 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。(注2)

(1) ○○○○○○○○ ○年

(2) ○○○○○○○○ ○年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。

7 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

注1 補助金額が100万円未満の場合は、原則としてこの号を削ること。

注2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産がない場合には、この項を削る。

番 号
年 月 日

補助金不交付決定通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付けで申請のあつた 補助金について、以下の理由により交付しないことを決定したので通知する。

不交付の理由

番 号
年 月 日

補助金交付決定（一部）取消・変更通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取り消す・変更するので、小田原市補助金の交付等に関する規則第 9 条第 3 項（第 1 6 条第 4 項）において準用する同規則第 7 条の規定により通知する。

事業内容	
取消し・変更前	
取消し・変更後	

年 月 日

状況報告書

小田原市長 様

住所（又は所在地）

氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 補助金に係る補助事業の
年 月 日における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

様式第 6 号（第12条、第15条関係）

様式第 6 号（第 1 2 条、第 1 5 条関係）

番 号
年 月 日

指示書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した 補助金について、小田原市補助金の交付等に関する規則第 1 2 条（第 1 5 条）の規定により、次のとおり指示する。

1 指示事項

2 理由

番 号
年 月 日

補助金額確定通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した 補助金について、実績報告の結果、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条の規定により、補助金額を次のとおり決定したので通知する。

- 1 補助金額 円
- 2 決定理由

番 号
年 月 日

補助金返還通知書

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した 補助金の返還について、小田原市補助金の交付等に関する規則第 1 7 条の規定により通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

年 月 日

補助金交付申請書

小田原市長 様

住所（又は所在地）
氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度 補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的、内容及び成果目標

目的	
内容	
成果目標（数値と算出根拠）	

2 交付申請額

申請額	円
申請額の算出方法	

3 補助事業の遂行に関する計画

実施期間	着手予定日	
	完了予定日	
経費配分及び使用方法		別紙収支予算書のとおり

4 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書

- ・小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- ・役員等一覧表
- ・その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
①記載項目・添付書類	1 交付申請書・収支予算書に未記入はないか。	
	2 添付書類は、指定したものが提出されているか。	
②事業の目的・内容・成果目標	1 事業の目的・内容は、市の補助金交付目的に合っているか。	
	2 事業計画は、要綱で定める補助の要件を満たしているか。	
	3 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。	
③申請額の算出方法	1 収支予算書には、単価・内訳が具体的に記載されているか。	
	2 経費の配分、使用方法は、事業遂行のうえで適当な額か。	
	3 申請額の算出方法は、要綱の定めに従っているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目の改善内容】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など小田原市情報公開条例において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

年 月 日

補助金交付申請書

小田原市長 様

住所（又は所在地）
氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度 補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

行為の場所		
行為の内容		
行為の期間	着手予定日	
	完了予定日	
工事見積額	円	
交付申請額	円	
交付申請額の算出方法		

- 添付書類
- ・ 設計図書
 - ・ 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。）
 - ・ 現況写真
 - ・ 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書
 - ・ 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等について）
 - ・ 納税証明書（事業年度及び前年度分）
 - ・ 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
 - ・ 役員等一覧表

- ・その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	補助金交付申請書に未記入はないか。	
	添付書類は、指定したものが提出されているか。	
	別に定める修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。	
	補助申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など小田原市情報公開条例において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

収支予算書

（収入）

経費名	本年度予算額	前年度予算額	内訳（項目名と金額を記載する。）
会費	円	円	単価×人数
事業収入			（例）入場料 円×人数 パンフレット 円×冊
小田原市補助金			
その他補助金			国・県・他自治体からの補助金 他団体からの補助金・負担金
その他の収入			当該団体の一般会計繰出金、祝儀等
前年度繰越金			
合計			

（支出）

経費名	本年度予算額	前年度予算額	内訳（項目名と金額を記載する。）
	円	円	
（例）人件費			（例）① 円×人分 ② 円×人分 （日当、時間給が決まっている場合は単価を記載する。）
（例）会議開催費			回分 （会場使用料、食糧費、消耗品費等内訳を記載する。）
（例）負担金			主な支出先と金額
（例）〇〇事業費			
合計			

景観形成修景事業協定書

協定の名称			
協定の区域			
協定締結者	1	住所	
		氏名	
	2	住所	
		氏名	
	3	住所	
		氏名	
協定の代表者	住所		
	氏名		
協定の目的			
修景の方針・内容等			
協定の有効期間			

景観法、小田原市景観条例、小田原市景観条例施行規則、小田原市景観計画その他関係法令を遵守し、本協定を締結します。本協定を証するものとして、協定者は本書各1通を保有します。

年 月 日

協定者	1	(住所)	
		(氏名)	印
	2	(住所)	
		(氏名)	印
	3	(住所)	
		(氏名)	印

年 月 日

実績報告書

小田原市長 様

住所（又は所在地）

氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業実績

補助金額	円
実施期間	
活動内容	（別添結果報告書のとおり）

2 成果の自己評価

成果目標	（交付申請書から転記）
成果実績	（成果実績が目標に大幅に達しなかった場合の理由も記載）

3 収支実績

経費の配分及び使用方法是、別紙収支決算書のとおり

4 添付書類

- ・ 結果報告書
- ・ 収支決算書
- ・ その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
①記載項目・添付書類	実績報告書・収支決算書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
②活動内容・成果 目標の達成度	活動内容は、交付申請時の内容どおりか。	
	成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、その原因が団体の責によらないものか。	
③収支実績	収支決算書には単価・内訳が具体的に記載されているか。	
	経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか。	
	施設整備の場合、財産目録に反映されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】（次年度の補助金額への反映を含む。）		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など小田原市情報公開条例において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

年 月 日

実績報告書

小田原市長 様

住所（又は所在地）

氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

事業実績

行為の場所	小田原市
事業完了年月日	年 月 日
行為の内容	

添付書類

- 1 工事施工の記録写真
- 2 領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	実績報告書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など小田原市情報公開条例において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

収支決算書

（収入）

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
会費	円	円	単価×人数
事業収入			（例）入場料 円×人数 パンフレット 円×冊
小田原市補助金			
その他補助金			国・県・他自治体からの補助金 他団体からの補助金・負担金
その他の収入			当該団体の一般会計から繰出金、 祝儀等
前年度繰越金			
合計			

（支出）

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
	円	円	
（例）人件費			（例）① 円×人分 ② 円×人分 （日当、時間給が決まっている場合は、単価を記載する。）
（例）会議開催費			回分 （会場使用料、食糧費、消耗品費等内訳を記載する）
（例）負担金			主な支出先と金額
（例）〇〇事業費			
合計			

（収支差額） 円

（翌年度繰越額） 円

年 月 日

小田原市暴力団排除条例に係る誓約書

宣誓者 住所（又は所在地）

氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱における交付申請に当たり、
次の事項について誓約します。

- 1 誓約者（法人の場合、代表者及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

年 月 日

役員等一覧表

小田原市長 様

商号又は名称								
所在地								
役職名	氏名		生年月日				性別	住所
	カナ	漢字	元号	年	月	日		
備考								

- 備考1 元号はM、T、S、H、Rで記入すること。
- 備考2 性別はM（男）、F（女）のいずれかで記入すること。
- 備考3 欄が足りない場合は、適宜追加すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された全ての情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

氏名
(法人等にあつては名称及び代表者氏名)